
個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況等 に関する各国調査委託 報告書 概要版

(1) 調査の目的

本調査は、東京都税制調査会の審議に活用するべく、諸外国における個人の所得情報の把握と、それを活用した課税や給付の仕組みを明らかにし、東京都又は我が国において類似の仕組みを導入する是非を検討する際の基礎資料とすることを目的としている。具体的には、他国の所得把握のプロセスやそれらを可能にしている法制度等の調査に加えて、地方行政・税務当局の関わり方、地方税の現年課税を実施している場合はそれを可能足らしめている背景や日本との違いを比較・分析し、我が国にとって望ましい個人所得課税のあり方について示唆を行う。

(2) 調査の方法

本調査では、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、韓国の6か国を調査対象としている。

調査対象国の所得情報把握の仕組みや個人所得税制、給付（付き税額控除制度）の仕組みについては、各国国税庁の Web サイトや政府税制調査会の資料を中心に情報収集を行い、情報申告制度の概要（調書の種類、情報申告者、提出方法、提出期限等）を把握した。

併せて、情報申告制度を通じた個人所得把握や給付制度の運用状況、現行制度上の課題等については、現地の関係機関とのオンライン会議を通じて聞き取り調査を行った。なお、一部の機関については、オンライン会議に代え、メールによる文書回答を頂いた。

【本報告書での語法】

雇用主や金融機関が従業員や口座開設者との取引情報を税務当局へ提出する制度は、「情報申告制度」、「資料情報制度」、「法定調書制度」等と呼ばれるが、本調査報告書では、統一的に「情報申告制度」と表記する。

なお、諸外国でも国によって名称は異なり、Information Returns、Information Reporting、Information Lodging、Information Filing、Statutory Return、Third-party Reporting 等と表記されることが多い。

また、本報告書では所得税の「確定申告」を、統一的に「納税申告」と呼ぶこととする。

なお、本報告書で記載している諸制度の根拠法は、特記していない限りすべて国の法律である。

第I章 アメリカ

【概要】¹

【納税者番号として用いる番号】

社会保障・税番号として、社会保険庁(Social Security Administration : SSA)が付番する社会保障番号(Social Security Number : SSN)が用いられている。SSN は、1936 年に利用が開始されたが、当初は社会保険料の徴収・受給者管理・給付が目的となっていた。社会保障給付や税控除等を受けるためには必須であり、かつ内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) が企業に対して従業員の社会保障番号取得を求めていることから、ほぼ全ての者が SSN を取得している。銀行口座に対しても SSN が紐づけされている。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与の支払者は SSA に対して、利子・配当等の支払者は IRS に対して、年 1 回情報申告書を提出することが必要となる (電子・紙とも可)。根拠法は「内国歳入法典 (Internal Revenue Code)」である。州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局等に対して州の税務当局が定める情報申告書を提出することが求められる。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

IRS が保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書は IRS において SSN によって突合され、申告漏れ等を把握する。なお、政府は、納税者が SSN を入力して、税情報を閲覧することのできるポータルサイト (Your Online Account) を提供している。

なお、記入済納税申告書²は導入されていない。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局等に対して州の税務当局が定める情報申告書を提出することが求められる。IRS 情報連携プログラムにより、内国歳入庁法第 6103 条に基づき、政府機関に提出された情報申告書の情報は、IRS、連邦政府他省庁・州政府間で情報連携がなされている。

¹ 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。為替レート : 1 ドル = 115.78 円 (2022 年 2 月 14 日時点)

² 記入済納税申告書とは、情報申告制度から得られた情報を基に、税務当局が納税申告書に所得や控除額、税額等を予め記入し、それを納税者に送付し、納税者が内容を確認する制度のことである。納税者は、記入内容に間違いが無ければ承認・返送し、必要に応じて修正し還付金を受け取る。本調査の対象国では、カナダ、オーストラリア、スウェーデンが記入済納税申告書の制度を導入済みである。また、イギリスも、源泉徴収不完全者を対象に類似の制度を導入している。

【所得税制度】

連邦の個人所得税については現年度課税による課税がなされている。また、州所得税については、全ての州で導入されている訳ではないが、導入されている州では現年度課税となっている。

個人所得税の申告については、日本と異なり年末調整は導入されていないため、年に1回納税申告を行うことが必要となる。州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局に対しても納税申告を行うことが必要である。連邦・州とも、申告は、電子・紙のいずれでも可。

【給付付き税額控除の仕組み】

勤労所得の金額に連動した勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：EITC）、子どもがいる家庭の負担軽減のために導入されている児童税額控除（Child Tax Credit）が導入されている。いずれも、還付可能税額控除として扱われている³。

前者は、勤労インセンティブを与えるため、所得が増えるにつれ給付額は逡増し、最大給付額に達した後は一定額の給付が続き、さらに所得が増大すると給付額は一定率で減少し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。後者は、所得が増加するにつれ、緩やかに給付額が減少する形態となっている。

³ 税額控除は、納税者の税額の範囲で利用することができるものであり、負の値にすることはできない。これを不還付型税額控除（non-refundable credits）という。

これに対して、納税者の税額を負の値にし、還付を受けることができるものを、還付可能税額控除（refundable credits）という。給付付き税額控除は、後者に該当する。

本調査の対象国では、勤労所得に連動した税額控除として、還付可能税額控除（給付付き税額控除）を採用しているのはアメリカ、カナダ、イギリス、韓国であり、不還付型税額控除を採用しているのは、オーストラリア、スウェーデンである。

第II章 カナダ

【概要】⁴

【納税者番号として用いる番号】

社会保障・税番号として、カナダ人的資源・能力開発省 (Employment and Social Development Canada)が付番する社会保険番号(Social Insurance Number : SIN)が用いられている。SIN は、1964 年に利用が開始されたが、当初は年金・雇用保険の管理のために用いられた。1967 年にカナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency : CRA) が税務目的で SIN を用いることとなった。銀行口座に対しても SIN が紐づけされている。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与・利子・配当等の支払者は、CRA に対して年 1 回情報申告書を提出することが必要となる (電子・紙とも可)。根拠法は「連邦所得税法 (Income Tax Act)」及び「連邦所得税規則 (Income Tax Regulations)」である。なお、州においても個人所得税が課されているが、州政府に対して情報申告書を提出する必要はない (連邦と情報共有される)。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

CRA が保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書は CRA において SIN によって突合され、申告漏れ等を把握する。なお、政府は納税者ポータルである My Account を提供し、納税者は情報申告書に係る情報、納税額、税額控除等を確認することができる。また、CRA は、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Account を通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

連邦と州 (除 : ケベック州⁵) の間で相互課税協定 (Reciprocal Taxation Agreements) を締結し、連邦政府に提出された情報申告書の情報は、連邦政府・州政府間で情報連携がなされている。なお、連邦とケベック州の間でも、別途協定を結び情報の連携が行われている。

⁴ 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。為替レート : 1 カナダドル=90.66 円 (2022 年 2 月 14 日時点)

⁵ 個人所得税ではケベック州のみが対象外となっているが、法人所得税ではケベック州・アルバータ州の 2 州が対象外 (2009 年まではオンタリオ州も対象外) となっている。その経緯は以下のとおり。

第二次世界大戦中に連邦政府及び全州政府の間で制定された戦時租税協定により、州政府は所得税と法人税の課税権を連邦政府に譲渡することとなった。第二次世界大戦終了後に新たな課税権譲渡協定が定められたものの、第二次世界大戦終了後の 1947 年にケベック州が協定への参加を拒否し、オンタリオ州も参加を見合わせていたため。

る。

【所得税制度】

連邦の個人所得税・州政府の個人所得税ともに現年度課税による課税がなされている。個人所得税の申告については、日本と異なり年末調整は導入されていないため、年に1回納税申告を行うことが必要となる。申告は電子・紙のいずれでも可。

【給付付き税額控除】

給付付き税額控除として、勤労所得の金額に連動したカナダ勤労給付(Canada Workers Benefit)、付加価値税の逆進性対策として導入されている GST/HST クレジットが導入されている。いずれも、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。

前者は、勤労インセンティブを与えるため、所得が増えるにつれ給付額は遡増し、最大給付額に達した後は一定額の給付が続き、さらに所得が増大すると給付額は一定率で遡減し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。後者も家族構成に依るが、同様の仕組みである。

第III章 イギリス

【概要】⁶

【納税者番号として用いる番号】

イギリスにおいては、社会保障・税番号として、歳入関税庁（HMRC）と労働・年金省（DWP）が管理する国民保険番号（National Insurance number : NINO）が用いられている。銀行口座に対しても、NINOは紐づけされている。また納税申告が必要な納税者には、別途の番号（Unique Taxpayer Reference: UTR）が付与される。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

利子・配当等の支払者は、HMRCからの通知に対して、関連データを提出する義務がある。給与支払については、PAYE（Pay As You Earn）と呼ばれる源泉徴収の仕組みで行われ、給与支払いごとに報告される。これは、現在ではほとんどがReal Time Informationシステム(RTI)を通じて行われている。根拠法は、「財政法（Finance Act）」である。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

情報申告制度で提供された情報は、HMRCの徴税事務一般に使用される。この時、納税申告書の内容との突合の一部にNINOが用いられる。イギリスでは納税申告を原則としつつも、2017年9月より所得税簡易申告制度（Simple Assessment）が始まっている。これは、転職等により正しく源泉徴収が行われず、税の過払いや未納分がある納税者に対しては、HMRCから納税額を通知し、該当納税者による確認を通じて誤りが無ければ納税申告を不要にする制度であり、他国の記入済納税申告書に類似した制度であると言える。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

所得に連動した地方税はない。従って個人所得税に関する国と地方の情報連携はない。

【所得税制度】

国税として、現年度課税がなされている。給与所得者は基本的に納税申告の必要はなく、源泉徴収によって完結する。高所得者や、源泉徴収で補足される以外に所得を持っている給与所得者や個人事業主は、年に1回の納税申告を行う必要がある。

申告は、電子・紙のいずれでも可。ただし、紙による申告よりもオンラインによる申告は、締切が3ヶ月遅く(長く)設定されており、オンライン提出の利便性を高めている。

⁶ 個人所得税の課税年度は4月6日～翌年4月5日。
為替レート：1ポンド=156.20円（2022年2月14日時点）

【給付付き税額控除】

給付付き税額控除として、ユニバーサルクレジットが導入されている。既存の所得連動型給付付き税額控除である、勤労税額控除（Working Tax Credit）や児童税額控除（Child Tax Credit）、住宅給付（Housing Benefit）、インカムサポート（Income Support）はユニバーサルクレジットへの移行が進んでいる。ユニバーサルクレジットは申請に応じて給付が開始され、源泉徴収の所得情報を使用して給付額が調整される。HMRC から、ユニバーサルクレジットを管轄する DWP に源泉徴収から得られたリアルタイム情報が提供されることにより、これを可能にしている。

ユニバーサルクレジットにおける標準手当＋各種加算額は、一定所得額までは定額であり、所得が閾値を超えると給付額は一定率で減少し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。

第IV章 オーストラリア

【概要】⁷

【納税者番号として用いる番号】

1989年より納税者番号（Tax File Number：TFN）が導入されている。根拠法は、「1936年所得税賦課法」である。まず、給与、報酬について導入され、1991年から金融機関との運用取引、1993年には年金等の給付にまで拡大していった。番号の取得と開示はあくまでも納税者各人の選択に委ねられており、公的給付の受給時以外で個人が自らのTFNを開示することを強制されることはないが、現在ではTFNを保有、開示しないと就職は困難であり、また、TFNを保有していながら開示しないケースは極めて稀である。実態上、銀行口座開設時にもTFNの開示が必要となり、TFNは口座と紐づけられる。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

PAYG (Pay-As-You-Go)⁸と呼ばれる源泉徴収システムにおける源泉徴収義務者が源泉済み支払額を報告する支払調書類と、金融機関等との取引を報告する報告書類の2種類に大別される。根拠法は「所得税賦課法（Income Tax Assessment Act 1936）」である。情報申告書の種類は全部で10種類程度で、他国の例と比べると限定的な情報申告体系である。PAYG支払調書は、雇用主が従業員に給与支払いを行うたびごとに、2018年以降はオーストラリア国税局（Australian Taxation Office：ATO）のSTP(Single Touch Payroll：STP)システムに入力することにより行うことが義務付けられている（小規模事業者は2019年より）。一方、金融機関等との取引を報告する報告書類の提出については、電子・紙のいずれでも可である。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

ATOによる個人所得の把握は、納税者の行う納税申告書と、取引相手が税務当局に報告する情報申告書について、TFNを突合することによって行われている。納税者は、STPを通じて国税庁に提供された情報申告の内容を、電子政府ポータルサイト”myGov”（その中の電子納税申告サービス”myTax”）を通じて閲覧できる。ATOはSTPを通じて雇用主や投資機関から提出される情報申告書を利用して記入済納税申告書を作成し、myGov（myTax）を通じて納税者に提供している。納税者は、記入済納税申告書の内容に誤りが無ければ、これを利用してmyGov（myTax）を通じて納税申告を行うことができる。なお、オーストラリアでは、企業に年末調整が課せられていないため、源泉徴収対象の給与所得のみの納税者も、各種控除を計上するためには、自身で納税申告を行う必要がある。

⁷ 個人所得税の課税年度は、7月1日～翌年6月30日。

為替レート：1オーストラリアドル＝82.53円（2022年2月14日時点）

⁸ イギリスにおけるPAYEと同義である。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

連邦税と州税・地方税の税源ベースが異なるため、連邦税と州税・地方税は、税務行政も完全に分離しており、徴収に関しても別々に行われている。

ただし、不動産の移転に関する情報は、州・準州が保有しているため、ATO は不動産売買に関するデータを州・準州から報告を受けている。この他、3 レベルの政府間で常時共有しているのはオーストラリア事業者番号 (Australian Business Number: ABN) に関する情報、コンプライアンス・プログラム等である。

【所得税制度】

個人所得税は、国税のみであり、現年課税となっている。地方税としての所得税は存在しない。申告は、電子・紙のいずれでも可。ただし、前身の電子申告ソフトが、ソフトをパソコンにインストールして利用しなければならなかったことに対して、現在の myTax は、オンラインインターフェイスを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレット等から、”myGov” のアカウントを通じて利用することが可能である等、利便性を高めている。

【不還付型税額控除の仕組み】

低所得者税額控除 (Low Income Tax Offset : LITO) と低中所得者税額控除 (Low and Middle Income Tax Offset : LMITO) が導入されており、両者の併用は可能である。

前者は、一定所得額までは税額控除額は定額であり、所得が閾値を超えると控除額が逡減する。後者は、所得が増えるにつれ控除額は逡増し、最大控除額に達した後は一定額の控除が続く、さらに所得が増大すると控除額は逡減するなど、勤労インセンティブを与える制度となっている。

なお、税負担分を超えてタックスオフセット額が残った場合や、支払い税額がない場合には、還付 (給付) は行われない。

これらの額控除プロセスには、雇用主も従業員側も関与しない。情報申告書や納税申告書によって収集したデータを基に、ATO が控除額を計算し、控除を行う。

第V章 スウェーデン

【概要】⁹

【納税者番号として用いる番号】

1947年より個人識別番号（Personal Identification Number : PIN）が導入されている。PINは、納税者番号として活用される以外にも、社会保障給付や銀行口座の開設などさまざまな用途に活用されている。銀行口座の開設においてはPINを紐づけることが義務化されている。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与所得等の情報が、雇用主から税務署・税務庁に提供される（電子・紙とも可）。PINや給与所得、社会保険料、現物給付、職域年金保険料等の情報が税務署・税務庁に提供される。根拠法は、「租税手続法（Skatteförfarandelagen (SOU 2009:58)）である。金融機関からは、利子等に関する情報が、PINや利子額、税額控除額等の情報が税務庁に提供される。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

スウェーデンでは、情報申告制度を基に、税務当局が作成した記入済納税申告書を納税者に送付し、納税者は内容を確認し、間違いが無ければ承認・返送し、必要に応じて修正し還付金を受け取る仕組みを導入している。

事前登録を行っていれば電子メールにより記入済納税申告書が送付され、事前登録を行っていない場合には書面にて送付される。納税者は必要に応じて修正を行い、納税申告する必要がある。オンライン申告をした場合、書面による申告よりも早く還付を受けることができる。

税務庁が提供するマイページ（Mina Sidor）において税に係る各種情報を確認することができる。雇用主から情報申告が行われる給与所得だけでなく、銀行から情報申告が行われる利子・配当収入等の資本所得、株式売買額、不動産の登記情報、社会保険料や給付額についても確認することが可能である。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

税務庁からの所得情報は該当機関および地方公共団体に伝達される。毎月源泉徴収されるコミューン税は個人のPINコードを付与してコミューンに送金される。不動産の売買によって所有者が変更される場合、PINコードが付与された形でその情報を不動産登録庁が受け取り、認可され、その後に税務庁に回付される。

⁹ 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。
為替レート：1 スウェーデンクローナ=12.44 円（2022年2月14日時点）

【所得税制度】

個人の所得に対して、国税としての個人所得税（高額所得者のみ）、市町村税としての個人所得税（コミューン税）がある。いずれも現年課税である。国税およびコミューン税は一元徴収される。

【不還付型税額控除の仕組み】

コミューン税に対する不還付型税額控除として、勤労所得税額控除（Jobbskatteavdraget）が存在する。国税からは控除されない。適用対象となるのは、所得税の課税対象となる社会保障給付を除く、被雇用者所得とアクティブな事業活動からの所得がある個人である。

控除額は勤労インセンティブを働かせるよう、勤労所得が増加するにつれ、税額控除額も増大するように設計されている（控除額上限あり）。

第VI章 韓国

【概要】¹⁰

【納税者番号として用いる番号】

住民登録番号が用いられている。住民登録法を根拠に1968年に導入され、番号管理機関は行政自治部である。現在では税務をはじめ徴兵、教育、福祉、選挙、旅券等の行政業務のほか、取引契約時の本人確認等、一般の社会生活においても広く利用されている。住民登録番号は、銀行口座とも紐づけられている。

【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与の支払者、利子・配当等の支払者等は、国税庁に対して、年1回情報申告書を提出する。根拠法は、「所得税法」、「法人税法」、「相続・贈与税法」等である。給与・報酬はHome Tax という国税庁が提供する電算システムを通じて報告を行う。このほか、インボイス計算書やクレジットカード利用情報・現金領収証情報、「課税資料提出法」等に基づく行政機関の保有情報が国税庁へ集まる仕組みとなっている。

【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

国税庁に提出される情報申告書と、納税者が提出する納税申告書は国税庁において住民登録番号によって突合され、申告漏れ等を把握する。韓国では、国税庁による記入済み納税申告書は提供されていないが、納税者は、Home Tax を通じて総合所得税申告に関する給与、利子、配当所得等を確認することができる。

2006年以降、病院等の控除関係機関が、各種控除対象データを国税庁へ提出する仕組みとなっており、納税者は、控除対象データをHome Tax 上でチェックし、問題がなければそのデータに基づいて控除申告書を作成し、Home Tax を通じて雇用主に提出することができる。なお、納税者がHome Tax にログインするためには、住民登録番号を入力することが必要である。

【国と地方の税務当局同士の情報連携】

国税庁へ提出された情報申告書データは、地方税務当局へ回報することとなっている。また、2000年「課税資料提出法」により、地方自治体が所管する納税者の不動産や自動車の保有状況の情報などは、国税庁へ集約される。

¹⁰ 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。
為替レート：1ウォン=0.097円（2022年2月14日時点）

【所得税制度】

国税としての所得税、地方税としての所得税が存在する。いずれも現年課税である。地方所得税は、国の所得税の付加税（税率は、国の所得税率×10%）として、課税所得は国と同一であり、国税と一括して徴収される。

申告は、電子・紙のいずれでも可。納税申告については、国税・地方税を別々に行うが、国税申告後に地方税申告に遷移できるインターフェースとなっている。

また、雇用主は、従業員が上述の Home Tax を通じて提出する控除申告書をダウンロードし、支払った給与情報を基に、税額計算を行い、2月の給与で年末調整を実施する（年末調整簡素化サービス¹¹）。

年末調整簡素化サービスは、従業員が直接全ての控除証明書類を収集する不便さを解消するために導入したものであるとともに、雇用主（源泉徴収義務者）における資料保管等のコストを削減する側面も有すると考えられている。また、国税と地方税の課税所得が同一であることから、企業にとっては、年末調整の二度手間は無い。

【給付付き税額控除の仕組み】

前年度給与所得をベースに、世帯構成や資産を審査した上で、勤労所得額が増加するにつれ、給付される勤労奨励金も増加するように設計されている。最大給付額に達した後は一定額の給付額が続き、さらに所得が増大すると給付額は逡減する仕組みとなっている。

給付金額は国税庁が計算し、勤労者に通知している。なお、資産情報については、自動的に国税庁に集まる仕組みとはなっていないため、国税庁は、世帯構成員の不動産、自動車、預金などの財産の内訳については対象者本人の同意を得て金融機関等へ照会をかけている。

¹¹ 2006年以降、病院等の控除関係機関が、各種控除対象データを国税庁へ提出する仕組みが導入され、納税者は、Home Tax を通じて控除申告書を作成し、Home Tax を通じて雇用主に提出することができるようになった。雇用主は、この情報と支払給与をもとに税額計算を行い、2月末に年末調整を行う。

第七章 諸外国からの示唆と考察

諸外国における納税者番号（またはそれに類する番号）を用いた個人所得の把握状況、国と地方の税務当局間での情報共有、雇用主の情報申告用サイトの整備状況や年末調整の有無、納税者用の税務ポータルサイトの整備状況をまとめると、次の図表のとおり。

図表 諸外国における個人所得情報把握の状況

国名		日本			アメリカ			カナダ			
納税者番号	納税者番号	マイナンバー			社会保障番号(SSN)			社会保険番号(SIN)			
	導入年	2016年			1936年(納税時利用は1961年以降)			1964年			
	管轄機関	総務省・地方公共団体情報システム機構			社会保障庁(SSA)			カナダ人的資源・能力開発省 (Employment and Social Development Canada)			
	番号取得義務の有無	○			○			○			
	適用業務	税務、各種給付、年金等			税務、社会保険、年金等			税務、失業保険、年金等			
	金融口座等との紐づけ	△(要請段階)			○			○			
	税務利用上の他の識別番号	なし			なし			なし			
情報申告制度	提供者	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	
	受取機関	国税庁	国税庁	国税庁	社会保障庁 SSA(内国歳入庁 IRSへ提供)	内国歳入庁 IRS	内国歳入庁 IRS	カナダ歳入庁 CRA	カナダ歳入庁 CRA	カナダ歳入庁 CRA	
	具体的な情報	給与・報酬(フロー)	○	-	-	○	(社会保障庁 SSAから入手)	-	○	-	-
		利息・配当(フロー)	-	○	-	-	○	-	-	○	-
		不動産譲渡(フロー)	-	-	○	-	-	○	-	-	× ^{*1}
		ストック	-	×(注1) ○(注2)	-	-	×(注1)	-	-	×(注1)	-
		その他	-	-	-	-	-	○(クレジットカード利用情報、20,000ドル超かつ取引200回以上)	-	-	-
情報の整合性の確認	・国税庁が情報申告書と納税申告書のデータをマイナンバーをキーにして突合			・IRSが情報申告書と納税申告書のデータをSSNをキーにして突合			CRAが情報申告書と納税申告書のデータをSINをキーにして突合				
国と地方の情報連携	○ ^{*3} 国税庁から、前年度の所得を市町村へ報告市町村は、氏名・住所・生年月日等により突合			○			○				
利便性向上の仕組み	雇用主等向け	e-Tax (2021年以降)			× 情報申告書の提出は年1回			・電子提出サイト(名称無し) ・情報申告書の提出は年1回			
	納税者個人向け	マイナポータル(e-Taxとも連携)			Your Online Account			・My Account ・記入済納税申告書(電子申告のみ2015年から)			
	その他										
所得税制度	国	現年課税			現年課税			現年課税			
	地方	翌年度課税			現年課税(導入州)			現年課税			
	年末調整	○			×			×			
給付つき税額控除	×			還付可能税額控除(勤労所得税額控除、児童税額控除)			還付可能税額控除(カナダ勤労給付、GST/HSTクレジット)				
<p>(注1)ストックの金融資産については、マネーロンダリング対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。ただし、各国とも、口座残高情報については情報申告書の対象外。</p> <p>(注2)提出基準(「所得 2,000 万円超」かつ「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」)に該当する者は、保有する財産・債務の明細を時価で記載した「財産債務調書」を提出する必要がある。</p> <p>* 1: CRAが作成する記入済申告書には、不動産譲渡の情報が記載されていないことから、CRAは不動産譲渡に関する情報を情報申告制度を通して把握していない、と類推できる(報告書図表Ⅱ-4を参照)</p> <p>* 2: 不動産業者や借主等が、フォームROPL-01により、HMRCに報告していると考えられる(報告書図表Ⅲ-2を参照)。</p> <p>* 3: 総務省(2020)「個人住民税の現年課税化」のp.5における記述より。</p>											

(資料) 各種資料より MURC 作成

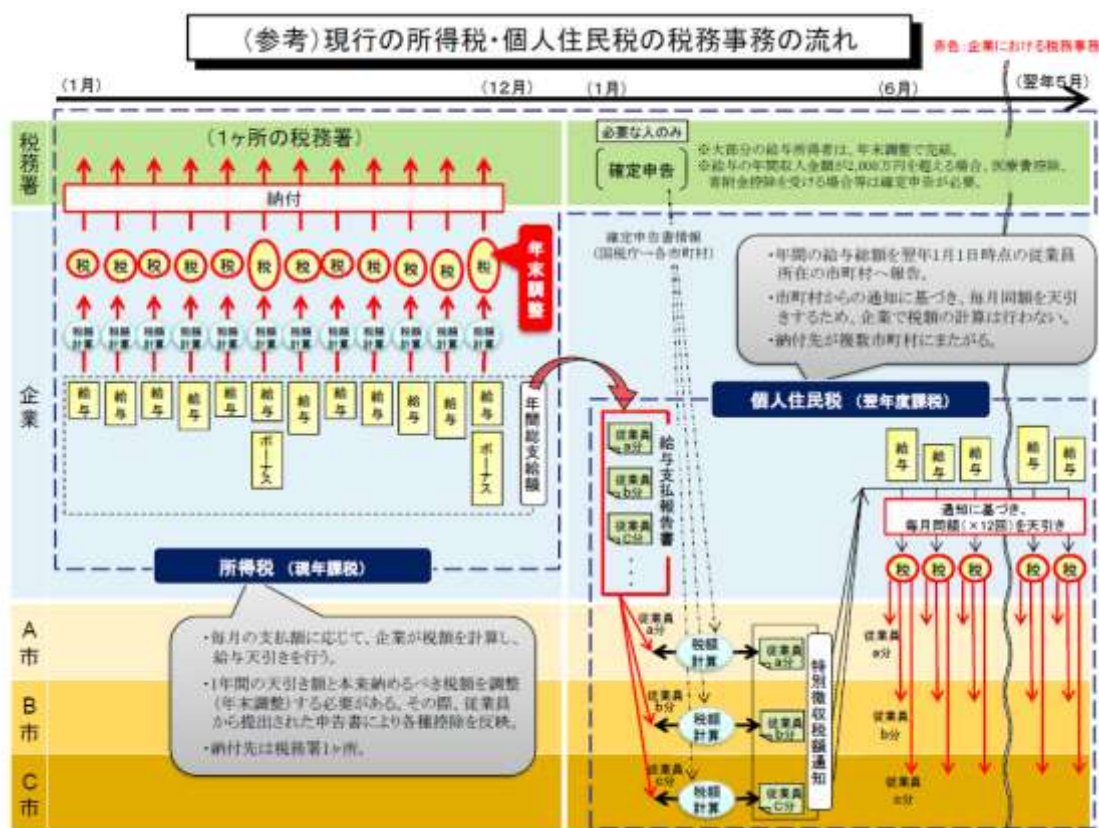
イギリス			オーストラリア			スウェーデン			韓国		
国民保険番号(NINO) ※税務利用は一部			納税者番号(TFN)			個人識別番号(PIN)			住民登録番号		
1948年			1989年			1947年			1968年		
労働・年金省(DWP)、関税歳入庁(HMRC)			国税庁(ATO)、財務省、法務省、プライバシー委員会			税務庁(STA)			行政自治部		
○			× (事実上は必須)			○			○		
保険料納付・給付金請求 一部の税務目的利用			税務、公約給付受給			税務、社会保険、統計、教育等			税務、社会保険、債券発行		
○			○(事実上は必須)			○			○		
Unique Taxpayer Reference(UTR)			なし			銀行ID			なし		
給与・報酬支払者	利息・配当等の 支払者(金融機 関等)	その他	給与・報酬支 払者	利息・配当等の 支払者(金融機 関等)	その他	給与・報酬支 払者	利息・配当等の 支払者(金融機 関等)	その他	給与・報酬支 払者	利息・配当等の 支払者(金融機 関等)	その他
歳入関税庁HMRC	歳入関税庁 HMRC	歳入関税庁 HMRC	国税庁ATO	国税庁ATO	国税庁ATO	税務庁STA	税務庁STA	Lantmateriet(財 務省傘下の地 図・地籍・土地登 記庁)	国税庁	国税庁	国税庁 地方自治体
○(給与等支払い の都度)	-	-	○(給与等支 払いの都度)	-	-	○	-	-	○	-	-
-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-
-	-	○ ²	-	-	× 州からATOへ不 動産情報を提供	-	-	× 税務庁は土地登 記情報を常時参 照可能	-	-	・取得者は、自治体に資金出所も含め申告 ・譲渡者は国税庁に対して譲渡所得を申告 ・不動産情報は自治体⇒国土交通部⇒国税庁 ・国税庁は譲渡者の金融取引をチェック
-	×(注1)	-	-	×(注1)	-	-	×(注1)	-	-	×(注1)	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部の名寄せにNINOを利用 ・Information Notice制度により納税者や第三者へ情報 提供要請			ATOが情報申告書と納税申告書のデータをTFNを キーにして突合			税務庁が情報申告書と納税申告書のデータをPIN をキーにして突合			国税庁が情報申告書と納税申告書のデータを住民登録番号をキーにして突合		
-			地方所得税は存在しないため、情報連携は無い。 ただし、TFNを介さない不動産譲渡のような情報で の連携はあり。			税務庁が一括把握			国税庁が、情報申告制度により収集した情報(データ)は、地方税当局へ回報		
・Real Time Information(RTI)によるリアルタイム情報申 告			・Single Touch Payroll(STP)によるリアルタイム情 報申告			電子提出サイト(名称無し) 提出は年1回			・Home Tax(国税庁の税務手続き支援システム)により国税庁へ提供		
・Personal Tax Account ・所得税簡易申告制度(2017年～)。源泉徴収不完全者 のみ) ※記入済納税申告書に類似した制度			・myGov(myTax) ・記入済納税申告書 ・高等教育融資プログラム(HECS-HELP)			・Mina Sidor ・記入済納税申告書			・Home Taxにより、総合所得申告に関する給与、利息、配当所得等を確認 ・Home Taxにより、まず国税庁、引き続きwe tax(地方税共通の税務手続き支援シ ステム)に遷移して地方税の納税申告を実施 * Home Tax画面からwe tax画面にそのまま遷移するインターフェイスとなっている。		
									・Home Taxにより「年末調整簡素化サービス」を実施 * 病院等の控除関係機関が控除対象額に係るデータを対象者の住民登録番号とと もに、国税庁に電子的に提供。 * 従業員は、登録された控除対象データをHome Tax上でチェックした上で、控除申 告書を自動的に作成し、Home Taxを通じて雇用主に提出		
現年課税			現年課税			現年課税(高額所得者のみ)			現年課税		
-			-			現年課税			現年課税(国税の付加税)		
×			×			×			○		
ユニバーサルクレジット(従来の勤労税額控除や児童税 額控除等を置き換え)			不還付型税額控除(低所得者税額控除LMITO、 および低所得者税額控除LITO)			不還付型税額控除(勤労所得税額控除)			還付可能税額控除(勤労奨励税制、児童奨励税制)		

我が国においても、マイナンバーを利用して国・自治体の間で、個人所得に関する税務情報の連携をさらに推進し、地方所得税の現年課税化を行うことは、制度上は可能であると考えられる。

現状では、市町村の税務部局は様々な情報申告書、その他独自調査等による情報を、納税者の氏名・住所・生年月日等により名寄せ・突合している状況がある。

ここでは、実務上の課題（システムの不備、情報連携の手続きが煩雑である等）や対応策について検討を行う。

図表 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ



(資料) 総務省 (2020) 「個人住民税の現年課税化」

トの利用しない企業が存在しているため、例えば、以下の2点の措置等が考えられる。

①中小企業等における給与計算システム導入の促進・補助

②年末調整の対象範囲の縮小+納税申告の拡大

うち、特に、②については、本来は税務当局が行うべき税額の確定を、年末調整を実施する雇用主・企業（特別徴収義務者）に負わせている、とも言える。また、企業負担を押さえ、納税申告に切り替えるとするならば、納税者における納税申告の事務負担軽減が必要である。このための対応策としては、(a)税務当局による記入済申告書導入、(b)納税申告事務のコスト削減等が挙げられる。

(3) マイナンバーのさらなる活用

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、銀行に対して預貯金口座とマイナンバーの紐付けを義務化しているのに対し、個人に対してはマイナンバーの届出を義務付けていない¹²。銀行では、預貯金口座開設時や預貯金口座保有者に対して、マイナンバーの届出を要請しているが、実際にマイナンバーの届出を行うか否かは個人の任意となっている。

マイナンバーを用いた個人所得に関する情報把握を推進する上では、銀行での個人の預貯金口座とマイナンバーとの紐づけの推進は大きな課題である。

¹² 2022年2月末現在、マイナンバーの届け出が法令で義務つけられている銀行取引としては「投資信託・債券（公共債）」「外国送金（国外向け・国外から共）」「マル優・マル特」「財形預金（住宅・年金）」「金融商品仲介」等である。